

行政裁判所

一三二二二一

各省大臣ノ處分又ハ内閣直轄官廳又ハ地方上級行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得各省又ハ内閣ニ訴願ヲ爲シタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

行政裁判所ノ判決ハ其事件ニ付キ關係ノ行政廳ヲ結束ス

行政裁判所ノ裁判ニ對シテハ再審ヲ求ムルコトヲ得ス

行政裁判所ハ其權限ニ關シテハ自ラ之ヲ決定ス

行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限ノ爭議ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス(第二十條第ニ項)

行政裁判所ノ判決ノ執行ハ通常裁判所ヲ託スルコトヲ得

第一二十條第二項ノ權限爭議ハ權限裁判所ヲ設クル迄ノ間樞密院ニ於テ之ヲ裁定ス

裁定ノ手續ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

行政裁判所令(大正二年六月勅
第百三十三號)(抄)

行政裁判所二三部ヲ置ク

行政裁判所長官ハ各部ニ屬スヘキ事務ノ分配ヲ定ム

一部ニ部長ヲ置ク

長官ハ一つノ部ノ長ト爲ル

他ノ部長ハ勅任官タル行政裁判所評定官ノ中ヨリ之ヲ命ス

一部長ハ裁判長ト爲リ部ノ事務ヲ監督シ其ノ

一部長ハ部員數並職務ヲ定ムル所ニ依ル

評定官ニ付說明ヲ爲スヘシ

一合議ノ際各評定官意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ始トシ裁判長ヲ終トス官等同シキトキハ年少ノ者ヲ始トシ專理ヲ命シタル事件ニ付テハ專理評定官ヲ始トス

一部長ハ裁判長ト爲リ部ノ事務ヲ監督シ其ノ

一部長ハ部員數並職務ヲ定ムル所ニ依ル

評定官ハ決議スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ得ス

長官ハ總會ハ評定官總員ノ三分ノ二得ス

總會ハ長官之ヲ召集ス

長官ハ總會ハ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條第一項ノ規定ヲ準用ス

合議ノ際各評定官意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ始トシ裁判長ヲ終トス官等同シキトキハ年少ノ者ヲ始トシ專理ヲ命シタル事件ニ付テハ專理評定官ヲ始トス

一部長ハ裁判長ト爲リ部ノ事務ヲ監督シ其ノ

一部長ハ部員數並職務ヲ定ムル所ニ依ル

評定官ハ決議スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ得ス

長官ハ總會ハ評定官總員ノ三分ノ二得ス

長官ハ部長及評定官ノ部屬ヲ定ム

一部長故障アルトキハ其ノ部ノ評定官行政裁判第七條第二項ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス(第五條第一項)

評定官故障アル場合ニ於テ之ヲ代理スヘキ者ハ長官隨時之ヲ定ム

一部長ハ一事件毎ニ審判準備ノ爲其ノ部ノ評定官ニ專理ヲ命スルコトヲ得

專理評定官ハ口頭審問ヲ爲ス前及會議ノ際リ十四日内ニ之ヲ言渡スヘシ

一部長及他ノ評定官ニ對シ訴訟ノ事實證據及争點ニ付説明ヲ爲スヘシ

一判決ハ審問終結シタル期日又ハ其ノ期日ヨリ十四日内ニ之ヲ言渡スヘシ

一部長ハ評定官總員ノ三分ノ二得ス

以上出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス

總會ハ長官之ヲ召集ス

長官ハ總會ハ評定官ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

得斯

一評定官ハ決議スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ得ス

一評定官ハ決議スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ得ス

評定官

長官岡野敬次郎
(從三、勳一、法學博士本鄉湯島天神)、
評定官
(第一級)

長官普通試驗委員渡邊廉吉
(長官普通試驗委員員從三、勳二、法學博士小、開口臺、三五)

長官普通懲戒委員場貞長
(長官普通懲戒委員員正四、勳二、法學博士宿三〇九)

書記	山名 恭三 四 <small>文官普通試驗委員正四、勳二、法學博士</small>	高田 春作 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>
三 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	中村 豊 大 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	高田 春作 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>
四 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	法制局參事官松村眞一郎 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	高田 春作 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>
五 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	法規局參事官馬場利英治 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	高田 春作 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>
九 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	小谷 三雄 九 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>	高田 春作 <small>文官普通試驗委員正五、勳四、法學博士</small>

○ 警視廳 鬼町區有樂町
一丁目

警視廳官制大正二年六月勅令第百四十九號(抄)

一 警視廳ニ左ノ職員ヲ置ク

警視總監大正二年六月勅令第百四十九號(抄)

一 警視廳ニ左ノ職員ヲ置ク

警視廳

一一三三八

一部長ハ警視總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
一部ニ分課ヲ設タルコトヲ要スルトキハ警視總監之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ
一警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス
一屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
一警察醫ハ上官ノ指揮ヲ承ケ衛生警察及衛生事務ニ從事ス

衛生部長
文官普通試験委員長文官普通試験栗本庸勝
戒委員從四勳三
三等一級
技師
衛生検査所長西崎弘太郎
正五、勳五、文學博士
大等二級
醫務課長防疫官松澤健雄
(兼)細菌検査所長防護官松澤健雄
正七、勳六、永島忠
牛新介(赤青山南)上幸健
正七池上紀鶴郎
赤青山南(宿多子)谷太字原
正七小田部家貞
京中橋和泉(宿多子)谷太字原
大等(年三十)
正七小田部家貞
柳川田茂藏
中村芳雄
藤本泰治
中村芳雄
柳川田茂藏
石田秀造
高橋重雄
虫明嘉源次
加々美武夫
金野宏亮
勤七有田章次郎
東京市參事會員星野順
東京市參事會員溝淵正氣
東京市會議員角田真平
英國澤健雄
奈倉幸之助
藤兼吉
錫

警部
虫明嘉源次
加々美武夫
金野宏亮
勤七有田章次郎
東京市參事會員星野順
東京市參事會員溝淵正氣
東京市會議員角田真平
英國澤健雄
奈倉幸之助
藤兼吉
錫

警部
虫明嘉源次
加々美武夫
金野宏亮
勤七有田章次郎
東京市參事會員星野順
東京市參事會員溝淵正氣
東京市會議員角田真平
英國澤健雄
奈倉幸之助
藤兼吉
錫

警部
虫明嘉源次
加々美武夫
金野宏亮
勤七有田章次郎
東京市參事會員星野順
東京市參事會員溝淵正氣
東京市會議員角田真平
英國澤健雄
奈倉幸之助
藤兼吉
錫

警部
虫明嘉源次
加々美武夫
金野宏亮
勤七有田章次郎
東京市參事會員星野順
東京市參事會員溝淵正氣
東京市會議員角田真平
英國澤健雄
奈倉幸之助
藤兼吉
錫

警視廳

消防部長
文官普通試験委員
五等六級 文官普通試験委員緒方惟一郎
消防士考試委員正七
七等十級 勘定士
庶務課長從七、勵七額賀仙太郎

(卷)
技師
七等(年七十) 器械課長從七染川豊彦
七等(年七〇) 勘定士布川智通
所長 警部
大正二年六月勤
警視廳官制令第百四十九號(抄)
一警察練習所長ハ警務部長ヲ以テ之ニ充ツ上
一官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下
ノ官吏ヲ指揮監督ス

消防士
七等(年七〇) 勘定士七馬場由五郎 (卷) 勘定士布川智通
七等(年七〇) 勘定士七馬場由五郎 (卷) 勘定士布川智通
所長 警部
大正二年六月勤
警視廳官制令第百四十九號(抄)
一警察練習所長ハ警務部長ヲ以テ之ニ充ツ上
一官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下
ノ官吏ヲ指揮監督ス

(卷)
警部
大正二年六月勤
警視廳官制令第百四十九號(抄)
一警察練習所長ハ警務部長ヲ以テ之ニ充ツ上
一官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下
ノ官吏ヲ指揮監督ス

消防士
七等(年七〇) 勘定士染川豊彦
七等(年七〇) 勘定士染川豊彦
所長 警務部長野口淳吉
八塙利三郎 (月三) 山内秀一
月(三) 勘定士西中間末太郎 宗治
所長 警部
大正二年六月勤
警視廳官制令第百四十九號(抄)
一警察練習所長ハ警務部長ヲ以テ之ニ充ツ上
一官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下
ノ官吏ヲ指揮監督ス

消防士
七等(年七〇) 勘定士染川豊彦
七等(年七〇) 勘定士染川豊彦
所長 警務部長野口淳吉
八塙利三郎 (月三) 山内秀一
月(三) 勘定士西中間末太郎 宗治
所長 警部
大正二年六月勤
警視廳官制令第百四十九號(抄)
一警察練習所長ハ警務部長ヲ以テ之ニ充ツ上
一官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下
ノ官吏ヲ指揮監督ス

(卷)
警部
大正二年六月勤
警視廳官制令第百四十九號(抄)
一警察練習所長ハ警務部長ヲ以テ之ニ充ツ上
一官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下
ノ官吏ヲ指揮監督ス

警視廳

一三四六

○本郷駒込警察署 本郷區駒込神明町
警視七等八級 署長 従七、勳七成澤貞致
本郷駒込神明、五七

警部補 藤田琴三郎 (月二八) 藤田芳輔 (月二九)
警視五等六級 署長 従七、勳七成澤貞致
本郷駒込神明、五七

○下谷上野警察署 下谷區車坂町
警部補 五味田秀 (月二十五) 平川一丸 (月二八)
警視五等六級 署長 従六、勳六本堂平四郎
下西黒門二三、官舍

警部補 小岩喜一郎 九 須山敏雄 (月三一)
警部補 織原政次郎 (月二七) 勳八吉田菊松 (月三〇)
警部補 伊藤昌太郎 (月二十四) 手塚春吉 (月二五)
警部補 久保田貞之助 (月三一) 緒方重雄 (月三一)

警部補 橋本庄之丞 (月二六) 木村長才 (月二七)
須藤吉馬 (月二五) 木村長才 (月二七) 久保田貞之助 (月三一)

警部補 久保田貞之助 (月三一) 緒方重雄 (月三一)
警部補 桑原良一郎 (月二八) 勳八黒木文次郎 (月二九)
警部補 長澤源二郎 (月二九) 武藤哲彌 (月二九)

警部補 瀧川清治 (月二五) 武藤哲彌 (月二九)
警部補 田口吉次郎 (月二九) 盛晃 (月二九)
警部補 瀧川清治 (月二五) 武藤哲彌 (月二九)

警部補 長澤源二郎 (月二九) 田邊十太郎 (月三〇)
警部補 森朝喜 (月二九) 阿部力三 (月三〇)
警部補 小野嘉武 (月二十四) 松本安太郎 (月二九)

警部補 古田喜作 (月二十四) 松本安太郎 (月二十四)
警部補 田中小四郎 (月二九) 吉川澄一 (月二十四)

警部補 井黒鶴次郎 (月二七) 石崎武彦 (月二八)
警部補 米藏 (月二七) 關口曾兵衛 (月二八)
警部補 朝喜 (月二九) 鈴木米藏 (月二七)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)
警部補 藤村健太 (月二三) 横井勝太郎 (月二七)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警部補 岩淵千平 (月二七) 土屋良一 (月二三)
警部補 横井勝太郎 (月二七) 岡島與一郎 (月二五)

警視廳

一三五〇

○貴族院事務局

議院法

(明治二十二年二月法律第二號抄)

一貴族院一書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

一書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務

書記官ハ議事錄及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

一貴族院事務局官制

(明治二十三年七月勅令第二百二十一號抄)

一貴族院事務局ノ職員ハ左ノ如シ

書記官長一人

事任三人

十人

速記手十八人

守衛番長

一書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務ヲ監督ス

一書記官長ハ議長ノ指揮監督ヲ承ケ議事記局中ノ分課及職員ノ配置ハ書記官長之ヲ定ム

一書記官ハ書記官長ノ指揮監督ヲ承ケ議事記録筆記印刷庶務會計等ニ關スル事務ヲ分掌ス

一書記官長故障アルトキハ上席書記官其ノ職務ヲ代理ス

一額及速記手ハ判任トス書記官長ノ定ム

所ニ依リ各ノ事務ニ從フ

一守衛長ハ判任トス守衛番長以下ヲ部署シ院中ノ取締ニ任ス

一守衛番長ハ判任トス守衛長ヲ助ケ守衛ヲ指揮シ守衛長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一貴族院事務局ニ屬定員以内ニ於テ技手二人ヲ置クコトヲ得

(明治三十一年十一月勅令第四百四十三號)

書記官長

正五

柳田國男

書記官

正五

宮澤彥七

庶務課長兼議事課勤務委員課勤務文官普通試験委員會員正七

官報報告主任正六

文官普通懲戒委員正大

通懲戒委員主任正六

議事課長兼議事課勤務文官普通

試驗委員文官普通

通懲戒委員從七

委員課勤務兼長谷川赳夫

牛市谷仲ノ五七

芝高輪南、五三

藤野徳作

喜信

七等八級

四等二級

四等一級

三級

二級

主事級七

官報報告興津健夫

正七

勤七今井小七郎

通懲戒委員會員正七

文官普通試驗委員會員正七

官報報告主任從七

牛東五郎

（略）

○文官高等懲戒委員會

麹町區永田町樞密院事務所内

文官懲戒令 明治三十二年三月（抄）勅令第六十三號

一 文官高等懲戒委員會ハ 委員長一人 委員六人

二 委員長ハ 樞密顧問官ノ中ヨリ 委員ハ 行政裁判所長官、勅任行政裁判所評定官、勅任判事

及其ノ他ノ勅任文官ノ中ヨリ 内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

委員會二豫備委員六人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス

一 委員會ハ 委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非サレハ 會議ヲ開クコトヲ得ス

委員會ノ議事ハ 多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ 委員長之ヲ決ス

一 委員長事故アルトキハ 上席ノ委員之ヲ代理ス

委員中事故アルトキ又ハ 顧問官アルトキハ 委員長ハ 豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ス

一 委員及豫備委員ノ任期ハ 三年トス

委員及豫備委員中顧問アリテ補闕ノ爲任命セラレタル者ハ 前任者ノ殘任期間任ス

一 委員長及委員ハ 左ノ事項ニ該當スルトキハ之ヲ免ス

一 其ノ官職ヲ失ヒタルトキ

二 委員會所在地以外ニ任所ヲ轉シタルトキ

一 委員會二幹事一人ヲ置ク

一 幹事ハ 高等官ノ中ヨリ 内閣總理大臣ノ奏請

ニ 依リ之ヲ命ス

文官高等懲戒委員會

書記

樞密院属小林 榮吉

樞密院属伊藤 榮

樞密院属野田松次郎

一 幹事ハ 委員長ノ命ヲ承ケ 委員會ノ議事ヲ準備シ庶務ヲ統理ス

一 委員會ニ書記三人ヲ置ク
一 書記ハ 判任官ノ中ヨリ 委員長之ヲ命ス
一 書記ハ 幹事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

委員長 樞密顧問官侯須賀茂韶

委員 行政裁判所長官法學博士岡野敬次郎

行政裁判所評定官窪田靜太郎

法制局長官法學博士高橋作衛

内務次官久保田政周

大藏次官菅原通敬

判事大倉 鈴藏

農商務次官上山満之進

遞信次官湯河元

行政裁判所評定官關口健一郎

判事磯谷幸一郎

幹事 東京帝國大學醫科青山胤通

大學教授文學博士江貫一郎

顧問醫 正五、幹事正山根正次

文官高等懲戒委員會

一三五六

○會計検査官懲戒裁判所

會計検査官懲戒法

(明治三十三年三月(抄))

一懲戒裁判所二長官一人裁判官六人豫備裁判官

(法律第二十一號)

麹町區永田町樞密院事務所内

○文官高等懲戒委員會

會計検査官懲戒法

(明治三十二年三月(抄))

一懲戒裁判所二長官一人裁判官六人豫備裁判官

(法律第二十一號)

○文官高等懲戒委員會

○行政裁判所長官評定

官懲戒裁判所

麴町區永田町樞密院事務所内

行政裁判所長官評定官懲戒令

明治三十一年七月勅令第32号

三百五十四號

(抄)

一懲戒裁判所二裁判長一人裁判官六人豫備裁

判官六人ヲ置ク

裁判長八文官高等懲戒委員長、裁判官八文

官高等懲戒委員、豫備裁判官ハ文官高等懲

戒豫備委員ヲ以テ之ニ充ツ

一懲戒裁判所二檢察官一人ヲ置ク

檢察官ハ勅任檢事ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ

奏請ニ依リ之ヲ命ス

一懲戒裁判所二書記五人ヲ置キ内三人ハ文官

高等懲戒委員會書記ヲ以テ之ニ充テ二人ハ

大審院書記ノ中ヨリ裁判長之ヲ命ス

裁判長

樞密顧問官侯峰須賀茂韶

裁判官

行政裁判所長官法學博士岡野敬次郎

行政裁判所評定官窪田靜太郎

内務次官久保田政周

法制局長官法學博士高橋作

大藏次官菅原通敬

豫備裁判官

文部次官福原鐸二郎

行政裁判所長官評定官懲戒裁判所

農商務次官上山満之進

遞信次官湯河元臣

行政裁判所評定官關口健一郎

判事磯谷幸次郎

檢察官

書記

裁判所書記成瀬

呂雄

行政裁判所評定官平沼駿一郎

檢事法學博士平沼駿一郎

書記

裁判所屬伊藤榮

行政裁判所書記小林榮吉

檢事法學博士野田松次郎

書記

樞密院屬伊藤榮

行政裁判所書記

書記

行政裁判所長官評定官懲戒裁判所

一三六〇

高等捕獲審檢所及捕獲
審檢所

捕獲審檢令

(明治二十七年八月勅令第百四十九號)(抄)

第一章 捕獲審檢所、高等捕獲審檢所

組織及職權

第一條 捕獲事件ハ第一次ニ於テ捕獲審檢所

所、第二次ニ於テ高等捕獲審檢所之ヲ検定

第二條 各捕獲審檢所ニ長官一人及評定官八

人ヲ置ク

長官ハ勅任判事ヲ以テ之ニ補ス

評定官ハ左ノ各號ニ掲ケタル者ヨリ之ニ補

第三條 海軍省參事官及主理

外務省參事官、外務書記官、外交官及領

第十條 高等捕獲審檢所ニ長官一人及評定官

十八ヲ置ク

長官ハ樞密顧問官ヲ以テ之ニ補ス

評定官ノ中一人ハ樞密顧問官、二人ハ海軍

將官、三人ハ大審院ノ判長、一人ハ法制局長

官、一人ハ外務省政務局長、二人ハ其ノ他ノ

官、各其ノ審檢所ノ事務ヲ總理シ自ラ審檢

ノ首席トナリ故障アルトキハ各其ノ審檢所

ノ評定官ニ首席ヲ命スルコトヲ得

供述書ニハ拿捕ヲ行ヒタル理由竝ニ其ノ行

所ノ位置ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十條 拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ指揮官ハ拿捕

シタル船舶ヲ捕獲審檢所所在ノ港内ニ引致

港ニ同港ヲ命シ到達ノ上供述書ヲ添ヘ之ヲ

審檢所ニ引渡スヘシ但其ノ船舶ヲ引致シ難

キ事由アルトキハ供述書ノミヲ提出スルコトヲ得

供述書ニハ拿捕ヲ行ヒタル理由竝ニ其ノ行

所ノ位置ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ノ開閉

ハ臨時勅令ヲ以テ之ヲ定ム

高等捕獲審檢所ハ之ヲ東京ニ置ク捕獲審檢

セテ七八以上ノ列席台議フ要ス

書記ハ判任官ノ中又ハ其ノ他ヨリ各長官之

ヲ命ス

各捕獲審檢所ノ審檢ハ首席及評定官

ヲ併セテ五人以上ノ列席台議フ要ス但内二

人ハ判任官ノ中又ハ其ノ他ヨリ各長官之

ヲ命ス

第十條 擔任評定官ハ拿捕セラレタル船舶

ノ船長及海員ノ申供ヲ聽取り又必要ト認ム

捕シタル船舶及其ノ搭載物件ヲ臨檢シテ船

拿捕セラレタル船舶ノ乗客ノ申供ヲ聽取り

サルコトヲ得

第十二條 擔任評定官ハ拿捕セラレタル船舶

ノ船長及海員ノ申供ヲ聽取り又必要ト認ム

ルトキハ拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ乗員竝ニ拿

捕セラレタル船舶ノ乗客ノ申供ヲ聽取り

書記ヲシテ筆記セシムヘシ

第十三條 擔任評定官拿捕ノ全部若クハ一部

ヲ捕獲トスヘキカ又ハ解放スヘキカラ検定

スルニ必要ト認ムル事實ノ調査ヲ了ヘタル

トキハ其ノ調査書ヲ作リ之ニ第十條ノ供述

書及其ノ附屬書類ヲ添へ捕獲審檢所檢察官

ニ送付スヘシ

第十四條 檢察官ハ檢定ニ屬スル意見書ヲ作

リ其ノ送付ヲ受ケタル一切ノ書類ヲ添へ捕

獲審檢所ニ提出スヘシ

井-64-29

高等捕獲審檢所

佐世保捕獲審檢所

一三六四



